【論文】

在日ミャンマー・カチン系移民の現実と課題 - 「はたらきかけ」を通じた主体的実践に焦点を当てて-

内山 みどり

I 研究の動機

筆者は、2013年秋、難民問題に取り組む学生団体での 活動を通じて、東京に暮らすミャンマー出身の少数民族 カチンの人々に出会った. その中で2016年春, 同胞支援 に献身する、在日カチン系移民のキーパーソンの女性A さん(50代)との接点を持った.彼女は、政治的背景が あって1992年に来日し、すでに人道配慮による特別在留 許可を得ていた. Aさんは、難民当事者やUNHCR(国連難 民高等弁務官事務所),大学機関,支援団体などによる委 員会(以下,委員会)で主要な役割を果たすとともに, 難民受入れ政策に取り組む政府機関への助言も続けてい た. さらに在日カチン系の人々の政治活動も主導し、日 本に暮らすミャンマー諸民族の自助・友好を目的とした NPOも設立するなど、日本社会および各国のカチン系コミ ュニティとの間をつなぎながら、同胞のニーズに応えて いた. 難民をとりまく状況や在日外国人の定住問題に課 題意識を抱いていた筆者は、Aさんの取組みに共感し、 次第に彼女の日常実践としての活動に協力者の一人とし て取り込まれていった.「他者に行動を促す行為」である 「はたらきかけ」を同胞および筆者を含む日本人に対し て行うことを通じて、なぜそこまで彼女という一個人が 同胞の支援に熱心で、活動に意欲的である(あるいは「意 欲的であらざるをえない!) のだろうか.

Ⅱ 研究の背景および目的

昨今,世界各国で移民や難民の流入が加速化する一方で,政府や国民に移民排斥の機運が高まっている.「迫害と恐怖と暴力の脅威が先進国での就労の機会やサービス,物資を獲得しようという期待と同居」するようになり,「自由移動」と「強制移動」、「庇護申請者」と「不法滞在者」、「臨時雇いの外国人労働者」と「永住移民」の境が曖昧になってきた(小泉 2009).人々の国外への移動の要因は複雑に絡み合い、一様にとらえることは不可能なことを前提としながらも、駒井(2016)は、外国人の来日動機を「出稼ぎ派」、「疑似亡命派」、「自己実現派」、「家族結合派」に分類した.その中で、ミャンマーから

の来日者を「政治的難民として承認される可能性がないにもかかわらず、本国の状況を忌避する一種の亡命的性格をもってやってくる人びと」(駒井 2016:326)として「疑似亡命派」と位置づけている.

移民の定住過程については、カースルズとミラー (1996: 26) が4段階モデルを提示している.まず,主 に若い労働者の一時的な労働移民で, 海外送金と母国へ の帰国志向の強い段階1であり、滞在の延長と、血縁や 出身地域の共通性と新しい環境における互助の必要性に 基づいた社会的ネットワークが発達する段階2に続く. 段階3では、受入れ国への関与の増大に伴う長期移住の 意識が高まり, 独自の機関(協会, 店, 飲食店, 代理店, 専門職)を持つエスニック・コミュニティが出現する. 段階4では、永住権や市民権を獲得するか、あるいは政 治的排除を受けたり, 社会経済的に周辺に追いやられた りし、永久にエスニック・マイノリティに閉じ込められ るか、いずれかの道に分かれるとされている.この移民 過程モデルは,移動の大部分を占める労働移民に適応さ れるが、「家族呼び寄せやコミュニティ形成に至る連鎖移 民の最初の段階」として難民の集団の分析にも有用だと いう. このモデルに照らし合わせて, 在日カチン系移民 の定住過程を検討するならば、1980年代末から流入し始 めた初期移民は、教会や法人格を持つ団体を設立し、飲 食店を経営する人も出現するなど, 定住基盤をほぼ確立 しつつあるため、すでに段階3に到達したといえよう. そして、現在は段階4に差し掛かりつつあると考えられ

一方で、カチン系移民に特徴的なのが、経済的な困窮の度合いが政治的迫害の度合いとほとんど変わらない状況から逃れてきた「強制移動民」の多さである。そこには、難民認定あるいはそれに準ずる在留特別許可を得て、現在は「定住者」や「永住者」資格で暮らす人々と、難民申請中の人々が含まれる。上述の通り、「独自の機関」も発達し、在日カチン系移民のコミュニティ全体としては成熟に向かいつつあるが、それは同時に日本での在留が安定していない難民申請者たちをも包摂し、彼らを支援する役割も担っている。

駒井(2016)は、移民研究にはエスニック集団ごとに 偏りがみられると指摘している.これまでには、ラテン アメリカ日系人に関する研究が圧倒的に多く, 中国人や フィリピン人、パキスタン人についても精緻な調査が蓄 積されてきた.一方で、日本に救済を求める難民の中で 緊急性の高いミャンマー出身者についての研究はほとん どないという.確かに,難民の定住に関する研究は,川 上(2001)をはじめ、ベトナム難民の定住を追跡した調 査は目につくが、ミャンマー難民に関する調査はこれに 比して少ない. とはいえ, 日本における政治活動や在日 ミャンマー人に関する研究が全くみられないわけではな い. たとえば、個々の移民を結ぶエスニック・ネットワ ークを通じたエスニックな連帯の実態を明らかにした研 究(倉 1998)や、ミャンマー系難民の組織が民主化運動 を求める政治活動から在留資格や定住の問題に取り組む というように活動にも変容がみられることを明らかにし た研究(人見 2007)などが存在する. さらに, 近年では, 梶村 (2014, 2015, 2016, 2018) が少数民族を含む在日 ミャンマー人の来日前と後のアイデンティティの変化を 考察し,「ビルマ系日本人」の概念化を試みている. 上記 いずれの研究も在日ミャンマー人のアイデンティティに 主要な関心が向けられているといえる.

多数派ビルマ系に対する少数民族の特質に焦点が当てられたものとしては、人見 (2012) によるチン系、カレン系、カチン系のキリスト教信仰の実践に関する研究がある。そこでは、キリスト教ゆえにミャンマーでの宗教的迫害を体験した人々が難民として定住する中で、キリスト教徒というアイデンティティによって日本人や他の仏教徒のミャンマー難民と自分たちとを区別する「エスニック境界」を生み出そうとする営みが指摘されている。特定の少数民族のコミュニティの実態については、宗教施設を拠点に行われてきたチン系の支援ネットワークの役割に関する調査がある (山近ほか 2012).

このように、少数ながら在日ミャンマー系の研究が行われてきた一方で、強制移動を背景に持つ人々の多い少数民族のネットワークがどのように生成され、変容をとげてきたのか、その過程の中で、具体的にどのような主体が中心的役割を果たし、日本社会とどのように接点を持ち、相互作用を続けてきたのかといった点については十分な検討がなされているとは言いがたい.

トランスナショナルに生きるフィリピン人の日比両国 に跨がるネットワークに研究関心を持つ永田(2011)は、 在日外国人を対象とした研究のありかたを批判的に検討 している。そこでは、多くの研究者がある特定の国籍の 人々が組織する社会運動体と密接な関係を築き、運動体

の有力者の主張や,団体の理念を代弁してきた(永田 2011: 16). 永田は、そのような研究が外国人の境遇や外 国人当事者の声を社会に周知するという点において貢献 していた部分はあるとしながらも,外国人に対する権利 の制限を告発するための調査に陥っていると批判する. そしてこれを脱却する新たな視点として、「社会や集団と いう枠の中で、日常を暮らしている個人が、制約された 権利や、限られた機会の選択、国民国家を単位とする集 団的な概念などに翻弄されながらも、同じ国籍の人々だ けでなく, 日本人とともに新たな社会関係を形成する過 程に注目すること」(永田 2011: 22) を提唱している. それを踏まえ、永田(2011)は、調査の枠を越えて個人 的な関係を作ることで,「個人を中心とする民族誌」を試 みている.これは、「さまざまな制約を受けている『個人 (person)』が、人類学者を含む、さまざまな人々との関 係を構築し、国民国家による管理や権利の制限という、 支配する側の論理と向き合う『戦術』を解釈する」(永田 2011: 175) という営みである.

こうした研究動向も踏まえた上で, 本研究が目的とす るのは以下の二つである. 第1にミャンマー出身のカチ ン系移民が行う主体的実践を、キーパーソンであるAさ んに焦点を当てながら、ミクロレベルで検討することで ある. 彼女がどのように同胞および日本人に対する協力 のはたらきかけを行ってきたかを明らかにするとともに、 そうした実践の動機づけがどこにあるのかを考察する. 第2に、Aさんが献身的に同胞支援にかかわる、あるい は関わらざるを得ない構造を, カチン系移民が置かれた 境遇と結び付けながら理解することである. その際, 1) カチン系移民にみられる強制移動民としての特質,2) 在日カチン系のキーパーソンと同胞, 日本人との相互作 用,に加え、3)オーストラリア・シドニーに生成され たカチン系コミュニティへの参与観察1)を通じて得た知 見を比較の視野に入れつつ, 東京のカチン系移民の実践 を生み出す社会的背景を明らかにしたい.

Ⅲ ミャンマーおよびカチンの現状と背景

1. ミャンマーの概要

ミャンマー連邦共和国は、バングラデシュ、インド、中国、ラオス、タイの5カ国と国境を接し、135の民族を抱える「多民族国家」である。全人口約5100万人の7割近くをバマー(狭義のビルマ族)が占め、その他人口順にシャン、カレン(カイン)、アラカン(ラカイン)、モン、チン、カチン、カヤー(カレンニー)の七つの代表的な少数民族が居住している。人口の約9割を占める仏教徒は、先に挙げた8民族からキリスト教徒の多い4民

族であるカレン系,カチン系,カヤー系,チン系を除いた人々に相当し、ミャンマーでは民族と宗教とがほぼ対応関係にあるといえる(人見 2012).

2016年3月,54年ぶりに軍事政権から解放され,アウン・サン・スー・チー率いる国民民主連盟(NLD)政権が発足した.NLDは,最優先課題として「少数民族問題と国内和平」を掲げ、文民政権の誕生に国民の支持と期待は高かった.しかし,議席の4分の1を軍人議員が占め,国軍の影響力は依然として強い.そのため,NLD政権は少数民族との内戦の解決に踏み出せずにいるという批判もみられる²⁾.

2. カチンの概要

カチンは、ヒマラヤ山脈付近に起源を持ち、現在のミャンマーのカチン州およびシャン州北部、中国の雲南省、インド北部のアッサム地方に居住する(図1).カチンとは六つの言語集団の総称だが、話者の多さからジンポー語が共通言語とされている。父系クラン体系を維持し、それぞれは"Marip"、"Maran"、"Lahpai"、"N'Hkum"、"Lattaw"という五つの原初的なクランに属す。クランに基づき、血縁の有無に限らない独特の親戚観を持つ。より広義の「親戚」ネットワークをミャンマー国内外に拡大することで、同胞間の助け合いや協力の関係性を築きやすいという。主に農耕を営む山岳民族であったが、カチンの丘陵部では翡翠や金、琥珀などの天然鉱物資源も豊かである。それらの採掘権は、カチンとミャンマー国軍との長期にわたる紛争の要因のひとつとなっている(Lintner 2014).

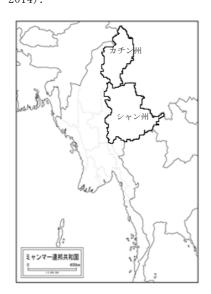


図1 ミャンマー連邦共和国の主なカチン居住州 (「白地図専門店」(http://www.freemap.jp/item/asia/myanmar.html)から入手したミャンマー白地図をもとに,筆者作成)

1800年代にアメリカ人宣教師による伝道が始まり、現在カチンの人々の99%はキリスト教徒である。外国人宣教師が国外に追放されると、キリスト教信仰は土着化し、エスノ・ナショナリズムとの結びつきが強化されていった。その一翼を担ったのが、ミャンマーに本部を置き、各国でも支部を築いていったカチン・バプテスト会議(Kachin Baptist Convention: KBC)である。カチンの人々の信仰には民族主義的な色合いが強いが、それはミャンマー政府による差別を経験したカチンのキリスト教徒たちの怒りの矛先が政府に向かい、イデオロギー的にもカチン地域での紛争に対して特別な志向を持っているためである(Sadan 2013)。

ミャンマーでは、「真の連邦制」の実現を要求する諸少 数民族が軍を組織し、40~50万人の圧倒的な兵力を抱え るミャンマー国軍との間でゲリラ戦が続いている. カチ ンにおいては, カチン居住州にて統治に関する事柄を扱 うカチン独立機構 (Kachin Independent Organization) の軍事部門として1961年にカチン独立軍(Kachin Independent Army) が組織され、国軍に対峙している. 1994年に前軍事政権とカチン独立軍との間で交された停 戦協定が2011年6月に破られ戦闘が再開して以来,国内 避難民 (Internally Displaced Persons: IDPs) となっ た人々は14万人にのぼる3).一方で、国軍は、国連をは じめ, 国際機関からの救援がカチン独立軍支配区域に立 ち入ることを禁じているため, 同区域にある国内避難民 キャンプへの救援組織のアクセスも厳しく, 密林で身動 きがとれなくなった国内避難民の状況は2018年4月以降, 深刻化している. また, カチン州およびシャン州北部で は, 国軍兵士による一般市民の殺害, 拉致, 拷問や拘束, 村全体の強制移動、ポーターとしての連行、女性への性 的暴行などの犯罪行為が報告されている. これらは、ミ ャンマー国外のメディアや国内外の人権団体による報告 書や声明などでも取り上げられているが、海外での認知 度は低く,カチンにおけるこうした状況は「隠された4)」 内戦と表現されることが多い.

3. 在日ミャンマー系移民の概況

2018年6月時点で、在留ミャンマー国籍者は24,471⁵⁾人である。在留数は、2016年6月は15,912人、2017年同月には20,346人と、年々増加傾向にある。都道府県別⁶⁾にみると、在留数の多い順に東京都(43%)、愛知県(5%)、千葉県(5%)、埼玉県(4%)、静岡県(4%)と続き、東京都とその隣接地域に集中している。在留資格別では、「技能実習」27%、「留学」26%、「技術・人文知識・国際業務」11%、「定住者」10%、「特定活動」9%、「永住

者」8%と続く.在留資格に「技能実習」や「留学」が 半数を占め、20代前後の流入が増加傾向にある.

ミャンマーでは1980年代末に反体制運動が高まり、当時学生だった人々が祖国を離れ、日本をはじめとする国々に流入した。短期滞在のビザで入国し、その後オーバーステイで入国管理局に収容された事例も多発した。しかし、彼らの中にはあえて難民申請をしなかった人もいたという。その後、難民が国際条約で定められた身分であるという認識が広まり、難民申請をするに至る人も次第に増えていった⁷⁾.

2016年の民政への移行により、かつて反体制を唱えて 日本に渡って来た人にも帰国の動きがみられた。また、 反体制を声高にする必要もなくなったことから解散した 在日ミャンマー系政治団体もあるという。一方で、カチ ンやカレン、シャンをはじめとする地域では内戦が続き、 少数民族の中には帰国困難な状況に置かれた人々が多い。

在日ミャンマー系移民は同胞の居住が多い新宿区や豊 島区での集会に集まる傾向にあり、規模は小さいものの 名古屋でも在日ミャンマー人コミュニティの活動が盛ん だという(田辺 2010).

Ⅳ 在日カチン系コミュニティの生成と変容

1. 来日の背景

カチン系の人々は, 反政府活動や内戦, 情勢不安, 就 労, 留学, 結婚などさまざまな事情で祖国を離れ, 現在 そのコミュニティは20カ国⁸⁾ を超える. 在日カチン系コ ミュニティの中核を担ってきたのは、大規模な民主化運 動が興隆した1988年前後に学生だった「88世代」と呼ば れる人々である. 1980年代末から1990年代初めにかけて 来日した青年の中には、祖国でデモに参加者し、当局か らの拘束や収容といった弾圧を受け、身の危険を覚えて 国を離れたという人が多い. 一方で、彼らを日本に惹き つけた背景には日本のバブル経済による労働力需要の高 まりがあったという指摘も聞かれた.筆者は、2016年に も30代後半から50代前半にかけて6名の在日カチン系移 民への聞取りを行ったが、そこでは体制下における失望 感や閉塞感と同時に, 先進国である日本への期待が動機 の大部分を占めていることもうかがえた. 失望の向かう 先は, ミャンマーで人々に抑圧的だった軍政と, 少数民 族としてのカチンへのミャンマー社会の差別だった. た とえば、1989年に来日し、在留特別許可を得て現在は定 住者として暮らす50代の男性は、当時情勢混乱の最中、 大学が閉鎖され、勉強を継続することができず、自身の 将来を案じて国を脱出した. 2007年に来日し, 在留特別 許可を取得した30代後半の男性は、少数民族かつキリス ト教徒というマイノリティゆえ、ミャンマーでは人権が保障されていないと感じていた。また、少数民族ゆえに職業選択も限られ、職場での地位上昇を望めないことはよくあり、「頑張れば何でもできる」「平和な」国として周囲の中でも有名だった日本に憧れていたという。Aさんによれば、現在、在日カチン系の人々は800人程度であり、近年は日本生まれのカチン系二世が増加傾向にあるという。居住は東京都新宿区や北区をはじめとする23区や埼玉および千葉県の東京寄りの地域にみられる。

2. 信仰を軸としたコミュニティ

キリスト教徒であるカチン系の人々は、信仰を軸とするコミュニティを発展させてきた.カチン系キリスト教会であるカチン平和教会(早稲田および越谷)と東京カチンバプテスト教会(高田馬場)が在日カチン系移民の信仰を支え、連帯と連携を担う2本の柱となっている.

就労機会を求めて1988年に来目し、2005年に人道配慮 に基づく在留特別許可を取得して現在は永住者として暮 らす50代のカチン系の男性Bさんは、カチン平和教会の 前身であるカチン・クリスチャン・フェローシップの創 設にも関わった. カチン語の礼拝が行われるようになる 以前、Bさんを含むカチン系の青年たちは、渋谷区にあ る東京バプテスト教会に通っていた. 礼拝での使用言語 は英語と日本語であり、十数名のカチン系の青年たちが 母語であるカチン語での礼拝を希望していた.しかし、 既存の教会の中に新設することになるとして受け入れら れず、あてを探す中で辿り着いたのが日本バプテスト同 盟の東京平和教会だった. 同教会は、1982年にアメリカ ンバプテストのビル・ヒンチマン宣教師によって設立さ れ、日本バプテスト同盟に属する. 現在同教会で主任牧 師を務め、彼らを受け入れた日本人の前任牧師からその 経緯を聞いている日本人牧師のCさんは、「一夜にして大 教会になった」と言う. もともと, 東京平和教会には一 組のカチン系のカップルが礼拝に参加しており、結婚式 を挙げた、1992年3月、彼らから仲間を礼拝に連れてき たいという申し出があった. 前任牧師が快諾すると,翌 週には100人ものカチン系の人々が東京平和教会の礼拝 に押し寄せたという. そして, バプテストのみならず, カトリックやKBCから分派したマドゥン,精霊派といった 多宗派を受容するカチン・クリスチャン・フェローシッ プとして、カチン語での礼拝が始まった. 当時,20代後 半のカチン系の青年たちと30代前半の前任牧師は、年齢 の近さもありすぐに親しい間柄になった. 聖職者という 立場への信頼も厚く,みな「先生,先生,お願いします」 と個々に頼っていたと、Bさんは振り返る. カチン系の

信徒の9割以上がオーバーステイという状況で、連帯保証人の依頼、病院への同行、保険が適用されないことによる高額な医療費の立替えなどが前任牧師に集中した.カチン系の青年たちは日々の労働の大変さとオーバーステイの苦労の反動もあり、日曜日を仲間と共に楽しみたいという思いで礼拝に臨んでいたようだと、C牧師はとらえる.

ミャンマーからの牧師が専任牧師として着任し、月2 回の礼拝も4回に増えた、やがて、バプテストのみで正 統に信仰を守りたいという声が興ると、牧師を筆頭に一 部のバプテストの信徒たちがカチン・クリスチャン・フ ェローシップから離れた. そして, 2002年にはKBCの傘下 として東京カチンバプテスト教会を組織した. この分裂 を C 牧師は 「カチンの人たちにとって本当に一つの悲劇」 だったと言う. 当時は兄弟姉妹や親戚がそれぞれの教会 に分かれ、口をきかない状態が続いたこともあったとい う. しかし, カチン・クリスチャン・フェローシップか ら2008年に改称したカチン平和教会と、東京カチンバプ テスト教会との現在の関係性は, 信徒どうしの交わりも 含め良好といえる. A さんは, その背景の一つとして, 自身が代表を務める在日ミャンマー諸民族のNP0による 日本語教室の効果を挙げた. そこでは, 日本語学習を目 的に両カチン系教会から参加者が教室に集うことで, 人々の接点が再び生まれたのである.

2005年頃から、カチンの人々の中にも難民申請という 手段の存在が認知されるようになった。加えて、2008年 には日本人ジャーナリストがミャンマーで軍部隊に銃撃 される事件が発生し、この頃より在留特別許可が下りる ようになってきた。オーバーステイ状態から脱すること で、彼らにとっての「一番大変な時期」のピークは過ぎ た、とC牧師は考える。Bさんも、自分たちが合法的な 身分になったことで環境が安定し、「180度とはいえなく とも(環境が)全く変わった」という。

とりわけ C 牧師は、東京平和教会に信仰活動の基盤を置く、10代後半の日本生まれのカチン系二世の若者には大きな期待を寄せている。同教会では、日本語および英語でのバイリンガル礼拝が行われるが、そこで C 牧師は彼らに礼拝の進行や音楽の演奏、機材の操作などの役割を担当させる。日本のキリスト教信仰の担い手としての若者を育成するという側面に加え、C 牧師からの教育を受け、かつ日本とルーツのあるカチン両方のコミュニティをわきまえているカチン系二世には、将来一世とさらに若い二世との架け橋となり、カチン平和教会にも「化学変化」をもたらすことを期待している。前任牧師を引き継ぎ、在日カチン系の人々との深い関わりを続けてき

たC牧師は、異なる背景を持つ人々との共生には時間を要し、単に彼らを受け入れるだけでは達成されないと考えている。日本人牧師が移民や難民の定住に果たす役割は、彼らの心の支えとなることのみならず、日本のルールやシステム、生きていく知恵を教えることでもあるという。

3. 在留資格取得に向けた活動

1980年代後半から1990年代にかけて来日した初期のカチン系移民たちが定住基盤を築きつつある一方で、「特定活動」や「仮放免⁹⁾」などの在留状況に置かれた難民申請中の人々もいる。その数は40名ほどであり、申請者の年齢は20代から60代、滞日年数も数年から20年近くと幅広い。中には、1度目の難民申請からすでに12年以上経過しているという人もいる。

審査請求や難民不認定処分取消訴訟に臨む難民申請者

の支援を15年近く続けてきた在日ビルマ人難民申請弁護 団¹⁰⁾ の弁護士Dさんは、「カチンの人々が在留資格を取 得するにはきちんとしたプロテクション (保護) の実現 が必要だ」と訴える. 一方でDさんは、彼らを支援する 中で、当事者であるにもかかわらず、難民申請者が自ら の置かれた状況を正確に説明できないという課題も感じ ている. たとえば、本人が主張する迫害を受けるおそれ のある理由として、「反政府組織との関わりがあるから」, 「カチン地域で生まれ育ったから」などが挙げられる. 確かに、ミャンマー本国でのカチンの内戦状況に憤りを 覚える難民申請者たちの多くは、来日後もカチン系政治 団体にて反政府活動を行っており、彼らが帰国すれば当 局からの迫害のおそれは十分にある. しかし、申請者自 身の生い立ちや境遇の背景の主張の中では、カチンが本 国で政治的にどのように位置づけられ, ミャンマー国軍 はカチンをどのようにとらえているのかという状況説明 までは至っていないという. たとえば、シャン州北部で 生まれたあるカチンの女性は、5才くらいの時、母親に 暮らしていた町からミャンマー第2の都市であるマンダ レーへ送られた. 本人は親に見捨てられたと思い込んで いたが, 実際には, 当時の情勢の下で, 親はシャン州北 部で少女が成長することは危険だと判断して別の地域に 子どもを預けていたことがわかった. というのも, 実は 母親は病院で働いており、(ミャンマー国軍兵士から)性 的被害に遭った女性たちが駆け込んでくるのを目にして いたからである. こうした経緯は, Dさんの支援活動の 中で、後日確認されたことだった. むろん、当時幼かっ た娘に女性の親はわざわざ事情の詳細を伝えることはな い. このように、本当は「難民性を枠づける環境」があ

るにもかかわらず、本人は入管に対してそれを全く主張していなかったという.そこで、弁護士であるDさんが、申請者本人から本国および日本で置かれた状況を詳細に聞き出し、「難民であることを枠づける環境」について整理する必要が出てくるのである.

以上に加え, Dさんが指摘するのは, 入管と申請者と の間にある認識のずれである. 入管は,「当局から注視さ れている人物でないと難民ではない」というスタンスを とっている.しかし、実際は「むしろ何も知らない(一 般の)人を捕まえてプレッシャーをかける」のだという. すなわち, 迫害を加える当局は, 組織などの中心的な人 物ではなく,一構成員という目立たない活動家をターゲ ットにし,活動を阻害するのだという.「入管にはそうい う肌感覚みたいなものはわからないので, 自分たちが伝 えていかなくてはならない」とDさんは自らの役割を語 る. そして、「誰もかれも政治活動をやるというわけでは ないし、それなりに意識を持った人がやっているから、 それはそれで良いが,(政治活動を)続けていかないと(在 留) 資格がとれることは絶対ないみたいな部分は、特に 日本の現在の認定水準からすると存在する」とDさんは 指摘する. 在留資格の不安定さという彼らを苦しめてい る状況自体が政治活動の動機となっていることも, 日本 に暮らすカチンの人々の現実である. Dさんは「カチン の人々は基本的に難民として受け入れられるべき」と考 えているが, カチンの難民申請者たちが在留資格を獲得 するまでの道のりは長く、いつまで続くかはわからない.

法務省は、2018年1月15日から、「真の難民の迅速な保護を図る¹¹⁾」目的で、「難民認定制度の運用の更なる見直し」を実施している。これまで、在留制限は正当な理由なく3回以上の申請を行った者や、難民条約外事由を申し立てて2回目の申請を行った者に対して生じていたが、「運用の更なる見直し」により、申請の初期段階で制限が生じるようになった。そのため、一部を除く再申請者や、初回の申請において条約外事由を申し立てる者にとっても、日本での在留は難しくなるといえる。法務省は、この見直しは就労を主たる目的とした難民認定申請の誤用や濫用を抑制するのに一定の効果があったとみている。しかし、再申請者に対する在留制限の強化により、難民の該当性が高いといわれつつも在留が認められず、本国送還の恐怖を抱えながら複数回申請に臨むカチンの人々はより厳しい立場にさらされることになる。

▼ 在日カチン系移民の主体的実践 - A さんの「は たらきかけ」を軸に

前述のように、東京平和教会のC牧師の前任者は、オ

一バーステイ状態にあったカチン系の人々からの支援要請に個々に対応していた.彼は,支援活動を手伝っていたAさんに,「あなたたちカチンのために自分の頭は禿になってしまった」と愚痴をこぼし,そのたびに彼女は心を痛めていたという。Aさんは,日本人牧師に頼り続けざるを得なかった同胞の境遇を理解しつつも,「自分たちにできることは,自分たちでやろう」という思いを強くした。そして,同胞を支援すると同時に,同胞を含め日本社会,そして国際社会に積極的にはたらきかけ,支援一被支援を超えた関係性を形成していくことになった。以下では,Aさんがはたらきかける対象の属性を「難民申請者」,「定住者/永住者」,「(元) 留学生」,「在日カチン系移民の主体的実践に焦点を当てる。

1. 難民申請者へのはたらきかけ

Aさんは、Dさんをはじめとする弁護士と40名ほどのカチン系の難民申請者との間を取り持ち、ミャンマーの政治情勢やカチンにおける人権侵害の実態を共有し続けてきた.1951年の「難民の地位に関する条約」では、難民は「人種、宗教、国籍、政治的意見やまたは特定の社会集団に属するなどの理由で、自国にいると迫害を受けるかあるいは迫害を受ける恐れがあるために他国に逃れた」人々と定義づけられている。すなわち迫害を受ける恐れという個人による主観的側面が、迫害が起こりうる社会的背景という客観的側面によって補強され、立証されねばならない。そこで、後者に関する分析と整理が必要となる。

カチンの政治活動に関わってきたAさんは、カチン系の人権活動家や避難民の支援団体との関わりも深く、一般に公開されていないデータも含めた本国の情報を入手したり、事実関係を確認したりすることができる。本国の内戦をめぐる状況の悪化を受けて、各国のカチン系活動家が一同に会し、国際的に認知と理解を要請する取組みに在日カチン系コミュニティの代表として参画することもあった。このように、ミャンマー国内外に築いてきたネットワークを駆使することで、本国の情勢のみならず、各国でのカチン系難民の保護や受入れの状況、また各国政府によるミャンマー政府へのはたらきかけといった多岐にわたる情報へのアクセスが可能となる。

Aさんの難民申請者に対する姿勢は、難民当事者として共通する背景を持つ彼らへの共感に根ざしている. そして、政治性の高さゆえAさん自身にも身を守らねばならないという意識は協働者や協力者のネットワークを拡大するに伴って先鋭化し、日本での在留が不安定な難民

申請者たちの立場をいかにして保護するかという使命感に貫かれているといえる. 難民としての該当性を立証するには、自身の背景を明かさねばならない. 「私たちには大変ということが言えない大変さがある」というある難民申請者の言葉からは、難民申請という本来保護を求める行為自体が、これまで閉ざさざるを得なかった事実を開示する必要に迫られるという意味で、申請者のみならず、支援者であるAさんにとっても危険を伴う命がけのプロセスであることが窺える.

2. 定住者/永住者へのはたらきかけ

主に定住者や永住者へのAさんのはたらきかけとして 特に力を入れているのは、ミャンマー諸民族の自助・友 好を目的としたNPOでの日本語教室を通じた実践である. Aさんは団体設立以前より在日難民をとりまく課題の啓 発活動やミャンマー少数民族の権利主張の取組みを行っ てきたが、その中で関わってきた日本人も役員としてNPO に関わっている. Aさんを筆頭に, 在日ミャンマー諸民 族を主体としつつ、日本人役員や周囲の協力者が事業へ の助成金の獲得や、関係者への事業報告、日本語学校講 師を交えた日本語教育事業の構想, 政府機関との交渉な どを支える. NPOの代表であるAさんは, 同胞に日本語教 室の受講を促している. たとえば, ある定住者のカチン 系女性は,以前はひとりで区役所や入管,病院へ行くこ とを不安に感じ、Aさんに同行を求めていた. やがて目 的地へはひとりで赴き, Aさんが電話越しで通訳をする ほどになった. そして現在は通訳すら必要としなくなっ たという.また,この日本語教室に3年間通ったことで, 現在は都内の食品店でレジを担当するまでの会話力を身 につけることができたというカチン系女性もいた.彼女 は,日本政府に庇護を求め難民申請をするも認められず, 入管に収容されていた. 難民支援団体からの要請で通訳 として赴いた入管でAさんはこの女性と初めて面会し, 協力の末に在留許可が下りた.

1990年代前後に来日し、日本での暮しが長くても、日本語をきちんと学ぶ機会に恵まれなかったと口にする定住者や永住者は多い。同様のことは、Aさん自身も痛感しており、同胞に学びの場を提供したいという動機で日本語教育事業を始めた。そして、NPOという組織主体で日本語教室を実施することで、個人で同胞支援に奔走していたAさんの負担が軽減することにつながった。かつては彼女から個人的な支援を受けていた同胞も現在はNPO主催のイベントの運営に協力的である。

NPOの日本語教育事業に運営委員として協力する元新 聞記者の日本人男性は、在日外国人受入れのモデル構築 とカチンをはじめとする少数民族の問題解決という課題 意識を持っている. 彼は、記者時代につながりを築いてきた各分野の要人とAさんとをつなぐ「ブリッジビルダー」としてAさんを応援したいという. カチンをはじめとする少数民族が直面する紛争には複雑な歴史的・政治的事情が絡み合い、外部から介入することは困難である一方で、紛争解決に向けてはたらきかけるAさんのような人物を応援することは自分だからこそできる役割だと語った.

3. (元) 留学生へのはたらきかけ

Aさんが、自らのはたらきかけの対象として最近力を 入れているのが、留学生として来日した20代の若者であ る. Aさんは若者育成を意図し、NPOの事業アシスタント や講師としての協力を留学生にはたらきかけている. あ る20代前半のカチン系女性は、日本語学校在学中に日本 語教室での講師のアシスタントを務め、 ミャンマーにル ーツを持つ日本生まれの子どもたちにミャンマー語を指 導した. 日本語教室では、日本語での講師の指示や説明 を適宜ミャンマー語に通訳し、学習者の理解を助けた. この女性は、沖縄にあるホテルに就職を決め、正社員と して働いている. ミャンマーの大学院で英語教育を専攻 したという20代後半のカチン系女性は、小学校で子ども たちに英語を教えていた経験を活かせるとし、NPOの事業 として試行的に開かれた英語教室で講師に促された. 留 学生たちは, アルバイトや正社員としての就労の機会を 求めてAさんを頼る.彼らは,在日ミャンマー人の情報 共有コミュニティや友人のつてで彼女との接点を得る. カチン系の若者の中には, A さんを「おばちゃん」や「(日 本での) お母さん」として慕う人も多い.

4. 在日カチン系二世へのはたらきかけ

Aさんは、自身の子どもたちのように、難民を背景に持つ同胞の子どもたちである在日カチン系二世への教育に熱心に取り組んできた。同世代には、日本の学校制度への認識が低く、子どもの学習に付き添うことへの難しさを訴える母親が多かった。そこで、UNHCRからの紹介を受けてつながった難民問題を学ぶ学生団体と委員会とが協働で、高校生以下の在日難民二世を対象とした補習教室を実施することになった。委員会に参加する他国・地域出身の難民コミュニティからも同様の教室を求める声は上がった。しかし、実施に至ったのは、Aさんの呼びかけによって集うミャンマー(特にカチン)系難民コミュニティだけだったという。学習ニーズに応えることができたのも、教室の管理に責任を持つ意志のある仲間が

いたからだと、Aさんは考えている.この教室には、A さんの講演を聴いて共感を抱いたある民間企業がその部 屋代を支援している.

二世の成長に伴い、大学進学を志す子どもたちも現れ はじめた. UNHCR駐日事務所と国連UNHCR協会が運営する 奨学金制度である「UNHCR難民高等教育プログラム」は, 難民を背景に持つ人が対象となっている. A さんによる UNHCR駐日事務所へのはたらきかけによって創設され,加 盟大学は年々増えつつある. 教会で顔を合わせる同胞に はじまり、Aさんは心当たりに申請を促している. その ため、とりわけカチン系難民の間での認知は高いが、難 民を背景に持つことが申請の条件でもあることから, カ チン系に限らず認知を広めようとNPOでも告知の説明会 を開催した.「勉強できたら人生変わるよ.自分たちは, 大学卒業して、夢が沢山あった. でも、日本に来たばか りの時、お皿洗って、人生そんなこと考えたことない、 自分の国では、そういうこともやったことないし」とい う言葉に表れたAさんの強い思いは、二世の子どもたち へのはたらきかけの原動力となっている.

5. 支援する日本人へのはたらきかけ

カチンの人々の存在への認知は,移民の受入れ政策の 転換点にあって多文化共生への感度が高まりつつある日 本社会であっても無きに等しい. そこで, Aさんは, 関 係機関,政府,地方公共団体,学術界,ビジネス業界と, 幅広い分野において個人や組織と接点を持つ機会で, 自 身の日本における「在日ミャンマー人」,「在日難民」,「難 民当事者」,「定住外国人」という立場をアピールするこ とで、「難民」や「ミャンマー」、「外国人」などに何らか の課題意識を持つ日本社会の人々の関心を集約していっ た. そして, Aさんの姿に突き動かされた彼らの関心を 次第に「カチン」にも向けさせ、カチンをとりまく課題 の解決にAさんとともにあたる協働者を獲得していった. たとえば、先述のD弁護士は、ミャンマー難民の案件に 幅広く携わっていたものの, 当初カチンに対する認識を 強く持っていなかったが、Aさんと出会って密接に関わ るようになったことで,現在はカチンをとりまく問題の 最前線に立っている. また, ミャンマーの民政移管に関 連して在日ミャンマー人へのヒアリングを行っていた元 新聞記者は、ミャンマーの政治情勢に明るいAさんと接 点を持ったことで、新聞記者時代に築いたネットワーク を活かしながら, カチン出身の留学生の受入れおよび育 成事業をAさんの協力を仰ぎながら推進している.

VI シドニーにおけるカチン系移民の概況

オーストラリア政府による2016年のセンサス¹²⁾によれば、オーストラリア在住のミャンマー出身者 (Myanmar-born people) は32,655人である. 同国は、オーストラリア国外から再定住を求める「オフショア (offshore resettlement)」の人道プログラム (Humanitarian Programme) のもと、2008年から計20,000人以上のミャンマーからの難民を受け入れてきた. ここには、マレーシアなどの一次庇護国でUNHCRに登録し、特別人道プログラム (SHP Category) ¹³⁾ でオーストラリアへ第三国定住した人々も含まれる.

オーストラリアにおけるカチン系コミュニティは,300 人程度のシドニーが最大で,メルボルンとブリスベンが 続く.「信仰に基づく組織 (faith based organization)」 と政治活動や文化継承を担う「一般的な組織(general organization)」においてシドニーのカチン系コミュニテ ィが生成されたという. 前者のひとつであるAustralia Kachin Christian Fellowship Sydney (AKCF-SYDNEY) は、 もともとビルマ系キリスト教会に通っていた信徒たちが 母語での礼拝を求めて設けた集会である. 礼拝ではカチ ン語を中心としつつもビルマ語も用い、多宗派かつカチ ン系以外の信徒も受容してきた. 東京では飲食業に従事 するカチン系が目立つのに対し、シドニーでは病院関係、 ランドリー, 老人介護施設, 郵便局が就労先として代表 的だという. 特に, 公立病院で看護や医療補助, 清掃に 従事する場合は州政府の公務員として安定した待遇を得 ることができ,職種によっては高い英語レベルは求めら れないため、人気があるという.職種によっては、朝勤 と夜勤のような勤務枠もあり、日本で暮していた時に同 胞の間でもよくみられた、異なる飲食店を1日で掛け持 ちしながら終日働くような形態はシドニーではみられな かった.

聞取りにおいて複数の在豪カチン系移民から指摘されたのが、政治活動の活発さに関する日豪の相違である. 日本での生活を経験した人は、在留状況の不安定さと政治活動の活発さとの関係を指摘した.在留資格が不安定な日本に比べ、オーストラリアの場合、ミャンマー系の受入れ枠として代表的な特別人道プログラムでは、渡豪前より永住資格が与えられ、在留資格を失効してオーバーステイになる心配もない.さらに、政府による定住支援が充実している¹⁴⁾ ため、同胞コミュニティでの自助活動に関わるインセンティブは見いだせない.日本でAさんと親交のあった数名の在豪カチン系移民は、就労や在留資格、言語学習などにアクセスできるよう、同胞コミュニティとホスト社会とを架橋するAさんのような存在はシドニーでは思い当たらないと口を揃えた.

Ⅷ 結語

Aさんは、日本での活動を継続する中でさまざまな団体や組織に身を置いてきた.所属と立場あるいは役割を複数兼ね備え、同胞や協働者との関わりにおいて柔軟に使いわけることは、相手のニーズに応え、周囲からの協力を集約するのに役立つといえるだろう.その好例が、定住するミャンマー諸民族が会したNPOでの活動である.

このNPOのすべての事業は対象となる在日ミャンマー 人の出身民族を問わないものである. A さんの呼びかけ によりカチン系の参加者が多いとはいえ,一貫して多民 族の自助と友好が目的のひとつに掲げられている. 諸民 族の連携が実現している団体として日本社会からは好印 象を得やすく、NPO主催の日本語教室は、自助団体におけ る日本語教育事業のモデルケースとして日本社会での注 目も集めている. A さんが, ある自治体の多文化共生推 進施策にまつわる会議でこのNPOの活動の紹介をする中 で, 自身の出自にも触れると, 日本人参加者からミャン マーにおけるカチンの状況や在日カチン系コミュニティ の存在について多くの質問が挙がったという. もしも, カチン系に純化した団体であれば、同質性の高さから団 体内での意思疎通は行いやすいが、カチンへの認知度の 低さゆえ, 日本社会からの協力と注目を広く集めること は難しくなる. だからこそ, ある特定の民族を対象とし ない団体への所属を周囲にまずアピールし、平和に向け た少数民族の連携や外国人の定住支援というより普遍的 なメッセージに落とし込み, 共感を得ることで, 在日カ チン系の難民申請者をはじめとする同胞およびミャンマ 一国内で内戦の被害を受ける国内避難民への関心を高め るような取組みをしていると解釈できる.

カチンの人々は少数民族としてミャンマーでは周縁的に扱われがちであるうえに、在日移民コミュニティの規模としては圧倒的なマイノリティである。加えて、難民受入れに及び腰と評される日本において難民申請に臨むカチンの人々は、難民認定審査の制度に翻弄されることになる。これは、移住後まもなく安定した在留資格を手に入れられるオーストラリアの状況とは対照的である。マイノリティかつ在留状況の不安定さという脆弱性の高さが、Aさんの関わる在日カチン系移民の特質のひとつであるといえるならば、日本社会で「自立」を遂げ、さまざまな功績から社会的地位を確立したAさんであれ、わずかの同胞だけで活動することは難しく、日本社会に協力者を求めざるを得ない。また彼らとの接点づくりにも工夫が必要となってくる。Aさんの戦略と献身的な活動は、こうした在日カチン系移民が置かれた状況のもつ

脆弱性の帰結だといえるだろう.

注

- 1) 筆者は、2017年12月に3週間、2018年10月に2週間、オーストラリア・ニューサウスウェールズ州のシドニー近郊で生活する在豪カチン系移民への聞取りおよびカチン系教会での参与観察を行った。なお、本調査はお茶の水女子大学グローバル協力センターの平成29年度および平成30年度「途上国開発・国際協力分野における国際調査支援」により実施した。
- 2) ハフィントンポスト日本版より https://www.huffingtonpost.jp/sometayaryuta/complain-for-nld_a_23605872/(最終閲覧日:2019年2月20日)
- 3) Burma News Internationalより https://www.bnionline.ne t/en/news/over-70000-kachin-idps-face-food-shortage(最終 閲覧日:2019年2月20日)
- 4) たとえば、アルジャジーラは2012年10月4日に "Blood and Gold: Inside Burma's Hidden War (血と金:ビルマの隠された戦争)"というタイトルで、CNNは2015年11月11日に"Myanmar's hidden war (ミャンマーの隠された戦争)"というタイトルで記事を発信している。
- 5) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」参照 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout =datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&yea r=20180&month=12040606&tclass1=000001060399&stat_infid=0 00031770316(最終閱覧日:2019年2月21日)
- 6) 法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」参照 https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout =datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&yea r=20180&month=12040606&tclass1=000001060399&stat_infid=0 00031770321(最終閱覧日:2019年2月21日)
- 7) NHK国際放送でビルマ語の番組制作に携わった田辺寿夫氏から筆者が個人的に得た情報によれば、背景には、ミャンマー語の「難民」を意味する「ドカデー」という言葉が持つニュアンスが指摘される.「ドカデー」には、「困り果ててどうしようもなく、物乞いをするような人」という意味がある. そのため、本当に迫害を受ける恐れがあったとしても、そのような者とみなされたくないという思いから申請しないという意向がみられたという.
- 8) アメリカ,カナダ,タイ,ニュージーランド,フィリピン,シンガポール,イギリス,オーストラリア,ノルウェー,インド,オランダ,デンマーク,チェコ,イスラエル,ドイツ,ルーマニア,スウェーデン,マレーシア,イタリア,インドネシア,韓国,スイスが確認できる.
- 9) 在留資格を有する者が難民申請をすると行政段階手続中は基本的に在留資格が付与され、その場合「特定活動」という在留

資格が認められることになるが、他方で在留資格のない者もおり、場合によっては収容されることもあるし、あるいは「仮放免」という扱いになる. 仮放免はあくまでも仮の状態で在留資格とは異なる.

- 10) 在日ビルマ人難民申請弁護団は、1992年に発足し、これまでに620件の在日ミャンマー人の難民案件に取り組んできた.うち200人が難民認定を、約370~80人が人道配慮に基づく在留資格を取得したという。同弁護団は、2012年に実質解散した.
- 11) 2018年8月31日,法務省入国管理局発表の「難民認定制度の運用の更なる見直し後の状況について」添付資料.日本に「正規に在留する者が難民認定申請した場合に、難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対しては、そのことが判明次第、就労を認めることにより、これまでより早期に生活の安定が図れるようにする」とある. http://www.moj.go.jp/content/001268335.pdf (最終閲覧日:2019年2月21日)
- 12) オーストラリア内務省統計局より https://www.homeaffairs.gov.au/mca/files/2016-cis-myanmar.pdf (最終閲覧日:2018年12月23日)
- 13) 特別人道プログラムは、本国の外におり、甚大な人権侵害に至りかねない差別を受ける恐れがあってオーストラリアに家族がいるあるいはつながりのあるコミュニティを持つ人を対象に受け入れるプログラムである.
- 14) 難民や人道配慮によって受け入れられた人々は、渡豪後5年間、社会サービス省から定住支援を受けることができる. たとえば、人道的定住プログラム (Humanitarian Settlement Program)」や無料の翻訳・通訳サービス、成人移民や人道移民を対象とした英語プログラム「AMEP (Adult Migrant English Program)」がある. 政府から委託された機関は、空港での出迎えからセンターリンク(生活保護)、メディケア(健康保険)、銀行への登録、就業支援や食糧支援などを行う. 第三国定住難民には政府から職業と住居が斡旋され、地方都市ワガワガでは、食肉加工業に就くマレーシアからのカチン系難民が多いという.

文献

カースルズ, S・ミラー, M. J. 著, 関根政美・関根 薫訳 2000. 『国際移民の時代』名古屋大学出版.

梶村美紀 2014. 日本定住ビルマ人のネットワーク形成過程: 少数民族グループとビルマ民族の連帯を事例に. 大阪経済法 科大学アジア太平洋研究センター年報 11: 17-23.

梶村美紀 2015. 定住ビルマ人コミュニティの将来:「多文化共

生」の観点から、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センタ ー年報 12: 18-25.

梶村美紀 2016. 定住ビルマ人の来日前の経歴と民族意識の形成に関する考察. 東アジア研究 64: 1-15.

梶村美紀 2018. 日本定住ビルマ人のアイデンティティ形成に 関する-考察. 東アジア研究 68: 1-14.

川上郁雄 2001. 『越境する家族-在日ベトナム系住民の生活世界』明石書店.

倉 真一 1998. 《投稿論文》国際移民の多様性とエスニックな 連帯: 日本におけるビルマ人を事例に. 年報筑波社会学 10: 58-94.

小泉康一 2009. 『グローバルゼーションと国際強制移動』勁草 車尾

駒井 洋 2016.『移民社会学研究 実態分析と政策提言 1987-2016』明石出版.

田辺寿夫 2010. ビルマ人ディアスポラはいま-在日ビルマ人の思想と行動. 駒井 洋監修 首藤もと子編著『東南・南アジアのディアスポラ』明石書店.

永田貴聖 2011. 『トランスナショナル・フィリピン人の民族誌』 ナカニシヤ出版.

人見泰弘 2007. ビルマ系難民の政治組織の形成と展開. 現代 社会学研究 20: 1-18.

人見泰弘 2012. 滞日ビルマ系難民のキリスト教ー宗教文化と エスニック・アイデンティティ. 三木 英・櫻井義秀編『日 本に生きる移民たちの宗教生活ーニューカマーのもたらす宗 教多元化』29-53. ミネルヴァ書房.

山近資成・後藤春彦・山村 崇 2012. 居住支援をはじめとする 極小エスニック集団の支援ネットワークにおける宗教施設の 役割: ミャンマー人チン族を事例として. 都市計画論文集 = Papers on city planning. 47-3. 955-960.

Lintner, B. 2014. The Kachins: Loads of Burma's Northern Frontier. APMS

Sadan, M. 2013. Being and Becoming Kachin Histories beyond the State in the Borderworlds of Burma. London: Oxford University Press

うちやま・みどり

お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科ジェンダー社 会科学専攻博士前期課程修了

The Lives of the Burmese Kachin in Tokyo, Japan: Focusing on Their Efforts in Overcoming Unsettled Situations

UCHIYAMA Midori (Graduate Student, Ochanomizu University)